

1 朝夕等の職員配置の要件弾力化

【現行基準】

利用児童数が少数である時間帯で、児童の人数に応じて必要となる教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合であっても、職員の数が2人を下回ってはならない。

＜堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例 第4条＞

第4条 認定こども園には、次の表の左欄の掲げる子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数(※)以上の教育及び保育に直接従事する職員(同表の左欄に掲げる子どもの区分が満3歳未満である場合にあっては、保育に直接従事する職員とする。以下同じ。)を置かなければならない。

2 前項の規定に関わらず、認定こども園に置く教育及び保育に直接従事する職員の数は、当該認定こども園の開園時間を通じて2人を下回ってはならない。

※員数：満1歳未満の園児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の園児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の園児20人につき1人以上、満4歳以上の園児30人につき1人以上

【改正後の基準】

利用児童が少数である時間帯で、児童の人数に応じて必要となる職員の数が1人となる場合には、1人に加え、「市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者」(※1)1人の配置で対応することを認める。

○朝夕等の時間帯で、利用児童数が少数であり、基準上必要な職員の数が1人となる時間帯（職員の数が2人を下回ることにはできないため、実際には2人の職員が必要。）

【現行基準イメージ】



◆2名とも必要な資格を有していることが必要！

【改正後の基準イメージ】



◆2名のうち1名は、「市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者」での対応可！

(※1)「市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者」は、次のいずれかに該当する者とする。

・認定こども園・保育所・地域型保育(認可外保育施設・認証保育所・幼稚園は含まない。)で保育業務に従事した期間が十分にある者(常勤換算で1年相当程度が目安)

・子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者

2 幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭の活用

○一定の範囲内で、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の免許状を有する者を保育士資格を有する者に、小学校教諭又は養護教諭の免許状を有する者を保育士資格又は幼稚園教諭免許状を有する者に代えて活用できることとする。

○専門性を十分に発揮するという観点から、幼稚園教諭については3歳以上児、小学校教諭については5歳児を中心的に保育することが望ましい。

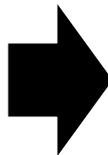
○ただし、各時間帯において必要な職員の数の3分の2以上、必要な資格を有する者を置かなければならない。(項目5を参照)

(例) 架空の認定こども園: さかい認定こども園

利用定員120人: (0歳8人、1歳20人、2歳22人、3歳22人、4歳24人、5歳24人)

現行の基準で配置する場合

利用定員の総数に応じて置かなければならない職員の数: 12人
(内訳)
・保育士: 12人



特例措置を適用する場合

利用定員の総数に応じて置かなければならない職員の数: 12人
(内訳)
・保育士: 9人
・小学校教諭: 2人
・養護教諭: 1人

3 基準上必要な職員数を超えて必要な職員における人員配置の弾力化

○認定こども園を1日につき8時間を超えて開所していること等により、利用定員の総数に応じて必要な職員数を超えて必要となる職員について、「市長が幼稚園の教員免許状又は保育士資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者」(※1参照)に代えることができることとする。

○ただし、各時間帯において必要な職員数の3分の2以上、必要な資格を有する者を置かなければならない。(項目5を参照)

(例) 架空の認定こども園: さかい認定こども園

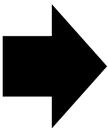
利用定員120人: (0歳8人、1歳20人、2歳22人、3歳22人、4歳24人、5歳24人)

○基準上必要な職員の数: 12人

○8時間を超えて開所していること等により実際に確保している職員の数: 16人

現行の基準で配置する場合

16人全員を、必要な資格を有する者としなければならない。



特例措置を適用する場合

16人のうち、基準上必要な職員の数である12人を必要な資格を有する者とし、残りの4人を市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する物と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

4 職員の数の算定に当たっての看護師等の特例について

○乳児(0歳児)が4人以上在籍している認定こども園では保健師、看護師又は准看護師等1人に限って、登録を受けた保育士として園児の保育に従事することが可能となり、4人未満であっても以下の条件を満たせば、保育士としてみなすことができるようになる規定を新たに設ける。

- 1 保育士と合同で保育を行う
- 2 保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等の場合、子育て支援員研修のうち、地域型保育コースを修了していること。

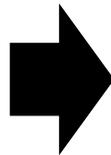
○ただし、各時間帯において必要な職員の数の3分の2以上、必要な資格を有する者を置かなければならない。(項目5を参照)

(例)架空の認定こども園:さかい認定こども園

利用定員120人:(0歳8人、1歳20人、2歳22人、3歳22人、4歳24人、5歳24人)

現行の基準で配置する場合

利用定員の総数に応じて置かなければならない職員の数:12人
(内訳)
・保育教諭:12人



特例措置を適用する場合

利用定員の総数に応じて置かなければならない職員の数:12人
(内訳)
・保育教諭:9人
・小学校教諭:1人
・養護教諭:1人
・看護師等:1人

5 特例を適用する場合における有資格者の必要数

○「2」から「4」の規定を適用する場合であっても、必要な資格を有する者を、各時間帯において必要となる職員の数の3分の2以上置かなければならない。

(例) 架空の認定こども園: さかい認定こども園のある日の11時の場合

11時時点の利用児童数: (0歳5人、1歳18人、2歳20人、3歳20人、4歳20人、5歳20人)

◎ 配置基準上必要となる有資格者の数が3分の2以上

○11時の時点で置かなければならない職員の数: 10人
(内訳)
・保育士: 7人
・小学校教諭: 1人
・養護教諭(又は看護師等): 1人
・市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認めるもの: 1人
⇒ 有資格者の比率10人中7人(70%)
【保育士3分の2以上】

× 配置基準上必要となる有資格者の数が3分の2未満

○11時の時点で置かなければならない職員の数: 10人
(内訳)
・保育士: 6人
・小学校教諭: 2人
・養護教諭(又は看護師等): 1人
・市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認めるもの: 1人
⇒ 有資格者の比率10人中6人(60%)
【保育士3分の2未満、基準違反】